

令和3年11月30日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 茂松 茂人
(公印省略)

オンライン請求医療機関に対する紙媒体による返戻の廃止（延期）について

日本医師会より、標記に関して、令和3年11月29日付で連絡がありました。

オンライン請求を行う医療機関における紙媒体による返戻廃止については、令和3年8月16日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知により、令和3年10月診療分（11月請求分）から施行予定であり、通常であれば、毎月7日、8日頃に届いていた紙媒体による返戻がなくなり、医療機関はオンライン請求システムにログインして返戻レセプトの有無を確認することとなる旨、ご連絡いたしました。

今般、システム事業者の対応状況等を踏まえ、予定していたスケジュールを見直し、廃止を予定していたオンライン請求医療機関等への紙媒体による返戻を当面継続するとの連絡がありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

本件につきましては、支払基金や国保連合会からも周知される予定です。

また、再請求をオンラインによるものとする取扱いは、オンライン請求医療機関が紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、レセプト振替開始による資格過誤の状況やシステムへの影響等を踏まえ、令和4年度中に、実施時期を判断する。

オンライン請求医療機関への紙媒体による返戻（帳票等の諸書類を含む）については、当面継続したうえで、医療機関の準備ができたところで廃止するとしています。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和3年11月29日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知

1 保険医療機関・保険薬局からの返戻再請求

令和4年度（2022年度）中に、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする。

※ ただし、医療機関・保険者等の事務に混乱が生じることがないように、レセプト振替開始による資格過誤の状況やシステムへの影響等を踏まえながら実施時期、方法を判断する。

※ 上記に加えて、システム事業者における利便性向上に関する取組状況等を把握したうえで判断する。

※ オンライン請求医療機関等への紙媒体による返戻（帳票等の諸書類を含む）については、当面継続したうえで、医療機関等の準備ができたところで廃止する。

2 保険者からの再審査申出

令和4年度（2022年度）中に、すべての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとする。

※ ただし、医療機関・保険者等の事務に混乱が生じることがないように、レセプト振替開始による資格過誤の状況やシステムへの影響等を踏まえながら実施時期、方法を判断する。

※ 国保保険者分については、実装済み。

※ 紙媒体で請求されたレセプトに係る再審査申出については、引き続き、紙媒体での再審査申出を可能とする。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001